

総社市鬼城山ビジターセンター条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第18号

総社市鬼城山ビジターセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市鬼城山ビジターセンター条例(平成17年総社市条例第119号)第10条の規定に基づき、同条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 総社市鬼城山ビジターセンター(以下「センター」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 月曜日

イ 月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日。ただし、月曜日が5月3日又は4日に当たるときは、5月6日とする。

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(使用許可申請等)

第3条 条例第5条第2項の規定により、市長の許可を受けなければならない施設は、ふるさと自然のみちウォーキングセンター棟講義室(以下「講義室」という。)とする。

2 講義室を使用しようとする者は、あらかじめ、ふるさと自然のみちウォーキングセンター棟講義室使用簿(別記様式)に必要な事項を記入しなければならない。

3 前項の使用簿への記入により、使用許可をしたものとみなす。

(原状回復)

第4条 センターを使用した者は、使用后、直ちに原状に回復し、かつ、清掃しなければならない。

(職員)

第5条 センターに必要な職員を置く。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

